社会保険被扶養者届の添付書類に係る周知の改善

―　日本年金機構からの回答要旨　―

標記について、平成２６年３月１３日に日本年金機構にあっせんしたところ、６月３日付けで以下の取り組みを行ったとの回答がありました。

日本年金機構は、社会保険被扶養者届の提出時に、被保険者と被扶養者との続柄を確認するための添付書類として住民票が認められるのは、「住民票により、世帯主である被保険者との続柄が確認できる場合」に限定される旨をホームページの説明書きに追記した。

また、被保険者と被扶養者との続柄を確認するための添付書類として、原則として戸籍謄（抄）本の提出を求める主旨（住民票は、あくまで居住関係を公証するものであり、親族的身分関係を確認するためには戸籍謄抄本が必要）について、周知徹底を図るため、あらためて同機構内に指示文書を発出し、上記の住民票の提出で足りる場合の取扱いについて、職員が使用する業務処理マニュアルに追記した。